

学校における児童の薬の使用について（詳細版）

天童市立天童南部小学校

1 基本的な考え方

法令順守並びに学校での薬による事故防止の観点から、学校で児童が薬を使用（保管、服薬するなど）する場合は、保護者の管理下で行っていただくのが原則です。

ただし、以下に示す事項に該当する場合、学校の教職員が児童の薬の使用について介助する場合があります。なお、ここで言う「薬」とは医師が処方したもののことであり、市販薬の使用については対応いたしません。

2 学校での薬の使用について

- (1) かぜや発熱などの急性疾患等の回復期で薬の使用が必要な場合は、できる限り、学校で使用しないでよい処方を主治医とご相談ください。（薬の種類や内容によっては1日3回の処方を2回（朝・夕）に変更してもらえます場合があります。）
- (2) 学校において、児童本人で薬を使用できる場合は、原則、児童本人が保管・管理します。持参する薬は、児童本人及び他の児童の過剰服用、誤飲等の事故防止のために、その日に必要なものを持参させてください。また、薬が数種類ある場合は、輪ゴムやホチキスでまとめたり一括して袋など入れたりし、必ず記名（学年、組、番号、名前）してください。さらに、使用する旨について、必ず学校（担任・担当など）へご連絡ください。
- (3) 児童本人で薬を使用（保管・服薬するなど）できないやむを得ない事情がある場合には、保護者からの「薬の使用依頼書」の提出をもとに、この項に示す事情・条件などに従い保護者と学校間で協議の上、学校の教職員が使用の介助をする場合があります。

【児童本人が使用できないやむを得ない事情】

- ① 緊急時やむを得ない措置として投与する薬（エピペンなど）
- ② 冷所保管などの保管条件がある薬（解熱鎮痛剤の座薬や水薬など）
- ③ 児童本人による使用が困難な場合
 - ・慢性疾患で薬の飲み忘れにより健康へ影響が出てしまう
 - ・短期に使用する薬で扱いに慣れていない
 - ・服薬は自分で行うことができるが、服薬の確認が必要である など

【薬の使用について介助を行うときの3条件】

- ① 児童が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合でないこと
- ③ 薬の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
（例：誤嚥の可能性が高いもの、座薬については肛門からの出血の可能性 など）

【可能な介助】

- ・一包化された内服薬の内服介助
（一包化：1回分が1つの袋にまとめて入っていて、計量や分量などの必要がない状態のもの）
- ・皮膚への軟膏の塗布
- ・湿布薬の貼付
- ・点眼薬の点眼
- ・肛門からの座薬の挿入

・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

※ 薬をお預かりした場合、学校では破損・紛失が生じないように十分注意しますが、非常災害時などの場合も含め、破損・紛失が生じた場合の責任を負うことはできません。

3 その他

- ・薬の使用についてのご相談があれば、いつでも学級担任又は養護教諭にお尋ねください。
- ・服薬したあとの容器や袋などは、児童を通して持ち帰らせますので帰宅後に確認願います。
- ・泊をとまう学校行事、学校を離れた学習活動などでの薬の使用についても同様の対応をお願いいたします。

<参考>

